

# 資料 2

「奈良県保健医療計画の変更等について」

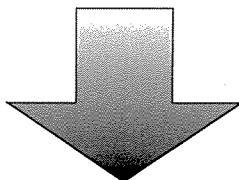
## 奈良県保健医療計画の変更等について

### 1. 奈良県保健医療計画に記載されている医療機関名の更新について

#### (1) 医療機関名の更新にかかる医療法上の位置付け

平成24年3月30日付け医政発0330第28号厚生労働省医政局長通知で、「医療計画策定後、医療機能を担う医療機関の変更が生じた場合は、できるだけ速やかに記載内容を変更する必要がある。この場合、医療審議会の議をその都度経なくてもすむように、変更に伴う手続きをあらかじめ定めておく必要がある。」とされている。

また、同通知の中で、「法第30条の4第14項の規定における医療計画の変更とは、法第30条の6の規定に基づく変更をいうものであり、例えば、疾病又は事業ごとの医療連携体制において、医療機能を担う医療提供施設を変更する場合などは、この規定に基づく医療計画の変更には当たらないこと」とされている。



医療機能を担う医療機関の変更が生じた場合は、できるだけ速やかに記載内容を変更できるように、「奈良県保健医療計画に掲載された医療機関名の更新に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）」を定めることとする。

取扱要領に定めた内容以外の医療機能を担う医療機関の変更については、奈良県医療審議会の意見を聞くこととする。

## 医療計画の変更に関する医療法上の主な規定

### 第二節 医療計画

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

14 都道府県は、医療計画を定め、又は第三十条の六の規定により医療計画を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会、市町村（救急業務を処理する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百五十七条の二第一項の保険者協議会の意見を聴かなければならない。

第三十条の六 都道府県は、三年ごとに第三十条の四第二項第六号に掲げる事項及び次の各号に掲げる事項のうち同号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項に関するもの（次項において「居宅等医療等事項」という。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

- 一 第三十条の四第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項
- 二 医療計画に第三十条の四第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項
- 2 都道府県は、六年ごとに前項各号に掲げる事項（居宅等医療等事項を除く。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

### 第三十条の四

- 2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 都道府県において達成すべき第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保の目標に関する事項
  - 二 第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項
  - 三 医療連携体制における医療提供施設の機能に関する情報の提供の推進に関する事項
  - 四 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項
  - 五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（ハに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）
    - イ 救急医療
    - ロ 災害時における医療
    - ハ へき地の医療
    - ニ 周産期医療

- ホ 小児医療（小児救急医療を含む。）
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療
- 六 居宅等における医療の確保に関する事項
- 七 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域（以下「構想区域」という。）における次に掲げる事項を含む将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）に関する事項
- イ 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量（以下単に「将来の病床数の必要量」という。）
- ロ イに掲げるもののほか、構想区域における病床の機能の分化及び連携の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項
- 八 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項
- 九 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項
- 十 医療従事者の確保に関する事項
- 十一 医療の安全の確保に関する事項
- 十二 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項
- 十三 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るもの の整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項
- 十四 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項
- 3 医療計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 地域医療支援病院の整備の目標その他医療提供施設の機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関し必要な事項

## (案)

### 奈良県保健医療計画に掲載された医療機関名の更新に関する取扱要領

#### 1 目的

この要領は、奈良県保健医療計画（以下「医療計画」という。）に掲載される医療機関名の更新に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

#### 2 更新の内容

- (1) 医療法の手続を経て医療機関を廃止又は名称変更したとき。
- (2) 都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、奈良県地域がん診療連携支援病院、救命救急センター、災害拠点病院、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院を指定したとき又は指定を取り消したとき。
- (3) 救急告示病院の認定又は撤回の告示があったとき。
- (4) 地域医療支援病院の承認又は承認の取り消しがあったとき。
- (5) 休日夜間応急診療所、病院群輪番制参加病院、小児二次輪番参加病院、分娩取扱医療機関、産婦人科一次救急体制参加医療機関、へき地を支援する病院、へき地診療所に変更があったとき。
- (6) 近畿厚生局に次に掲げる施設基準に係る届出及び辞退の届出があったとき。
  - ア 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
  - イ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
  - ウ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
  - エ 回復期リハビリテーション病棟入院料
  - オ 療養病棟入院基本料
  - カ 在宅療養支援病院
  - キ 在宅療養後方支援病院
  - ク 地域包括ケア病棟入院料

#### 3 更新の手続

地域医療連携課は、2更新の内容に掲げる事実が生じたときは、すみやかに奈良県保健医療計画を変更し、奈良県ホームページの該当部分を更新するとともに、更新後、次の奈良県医療審議会へ報告するものとする。

#### 4 実施時期

この要領は、平成 年 月 日から適用する。

# 医療機関名更新に関する主な対象箇所

## 1. 奈良県保健医療計画

番号	ページ	項目	更新の対象	掲載基準
1	67	第6章 疾病・事業ごと の医療連携体制 の推進	がん 県内のがん診療連携拠点病院	都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携支援病院の指定に変更があつたとき
2	88～91	第6章 疾病・事業ごと の医療連携体制 の推進	脳卒中 脳卒中の医療を担う医療機関の例	・回復期医療を担う医療機関は「脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）」、「脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）」及び「脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）」の近畿厚生局への届出受理状況 ・維持期医療を担う医療機関は、「療養病棟入院基本料」の近畿厚生局への届出受理状況
3	168～173	第6章 疾病・事業ごと の医療連携体制 の推進	救急 休日夜間応急診療所、救急告示病院、病院群輪番制参加病院、小児二次輪番参加病院、三次救急医療機関	・休日夜間応急診療所、救急告示病院、病院群輪番制参加病院、小児二次輪番参加病院に変更があつたとき ・救命救急センターの指定に変更があつたとき
4	182	第6章 疾病・事業ごと の医療連携体制 の推進	災害 災害拠点病院の指定状況	・災害拠点病院の指定に変更があつたとき
5	190, 191	第6章 疾病・事業ごと の医療連携体制 の推進	へき地 へき地診療所一覧、へき地医療拠点病院 へき地を支援する病院	・へき地医療拠点病院、へき地を支援する病院、へき地診療所一覧に変更があつたとき ・へき地医療拠点病院の指定に変更があつたとき
6	207, 209 ～ 211, 217	第6章 疾病・事業ごと の医療連携体制 の推進	周産期 奈良県内の分娩取扱医療機関一覧、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療体制参加医療機関一覧	・奈良県内の分娩取扱医療機関、産婦人科一時救急体制参加医療機関に変更があつたとき ・総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターの指定に変更があつたとき
7	228, 229	第6章 疾病・事業ごと の医療連携体制 の推進	小児 休日夜間応急診療所の診療体制、小児二次輪番参加病院	・休日夜間応急診療所の指定に変更があつたとき ・小児二次輪番参加病院に変更があつたとき
8	312	第8章 地域における医療機能の分担と 連携	地域医療支援病院 地域医療支援病院一覧	地域医療支援病院の指定に変更があつたとき

参考

## 医療機関名更新に関する主な対象箇所

### 2. (別冊) 地域医療構想

#### 参考

番号	ページ	項目	更新の対象	掲載基準
9	59	主要疾患（4疾病3事業及・肺炎）についての医療提供体制の確保等 第4章	がん 都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携支援病院、奈良県地域がん診療連携拠点病院	都道府県、奈良県
10	64～67	主要疾患（4疾病3事業及・肺炎）についての医療提供体制の確保等 第4章	脳卒中 回復期を担う医療機関（脳血管疾患等）/療養病棟 テーション実施	・回復期医療を担う医療機関は「回復期リハビリテーション料」の近畿厚生局への届出受理状況 ・回復期・維持期医療を担う医療機関は、「脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）」「脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）」及び「療養病棟入院基本料」の近畿厚生局への届出受理状況
11	81, 82	主要疾患（4疾病3事業及・肺炎）についての医療提供体制の確保等 第4章	救急 三次救急・二次救急を担う医療機関 急告示病院、病院群輪番制参加病院	・救命救急センターの指定に変更があつたとき ・二次救急を担う医療機関（救急告示病院、病院群輪番制参加病院）に変更があつたとき
12	91	主要疾患（4疾病3事業及・肺炎）についての医療提供体制の確保等 第4章	小児救急 小児二次輪番医療機関	小児二次輪番参加病院に変更があつたとき
13	104, 105	地域包括ケアシステムと在宅医療の充実 第5章	在宅医療 在宅医療支援病院、在宅療養後方支援病院 院、地域包括ケア病棟設置病院	在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院、地域包括ケア病棟入院料の近畿厚生局への届出受理状況